

想定；内科 無床診療所 院内処方 在宅医療なし

新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（案）

日医診療所

本計画は当院「新型インフルエンザ等に関する院内対策会議」により平成25年11月18日作成されたものである。

I 基本方針（未発生期からの対応）

1. 新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針

新型インフルエンザ等の海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型インフルエンザ等の患者が当院にも受診する可能性があることを認識する。

また、地域医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療を受けられる体制を確保し、診療を継続するために本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請をもとに適宜本計画を変更する。

なお、診療に従事する当院職員の安全と健康に十分に配慮する。

2. 新型インフルエンザ等対策に関する院内対策会議の設置

新型インフルエンザ等に関する院内対策会議メンバー

議長 職種：医師（院長） 氏名 日医太郎	副議長 職種：准看護師 氏名 日医花子
職種：事務職員 氏名 日医一郎	職種： 氏名

3. 意志決定体制

○新型インフルエンザ等の発生時における診療体制及びその縮小等については、対策会議で検討し議長である院長が決定する。

○院長が事故などで不在のときは、日医花子はその代理を務める。

○意思決定に必要な最新の情報については、市町村、医師会等からの通知などを参考にする。

○入手した情報は速やかに職員に周知する。

4. 業務優先度（新型インフルエンザ等発生時の縮小・休止業務、重要業務の継続方針）

A<高 い>：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務

B<中程度>：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務

C<低 い>：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる診療業務

A	外来診療、在宅診療
B	緊急を要しない検査等
C	健診、健康教育等

※院長が新型インフルエンザ等に罹患し診療業務に従事できない期間は、休診とする

5. 地域感染期における対応可能な職員リスト作成（具体的継続業務を勘案）

職種	氏名	住所	連絡先（電話等）	通勤経路	徒歩通勤の可否
医師	日医太郎	文京区本駒込 2-28-16	03-3946-2121	徒歩 5 分	可
准看護師	日医花子	同上	同上	徒歩 5 分	可
事務職員	日医一郎	同上	同上	徒歩 5 分	可

6. 院内職員連絡網の作成

職種	氏名	住所	連絡先（電話等）
医師	日医太郎	文京区本駒込 2-28-16	03-3946-2121
准看護師	日医花子	同上	同上
事務職員	日医一郎	同上	同上

7. 必須医薬品、感染対策用品等のリスト作成（在庫管理の徹底）

項目	商品名	定数在庫	使用期限	取扱業者	備考 購入日、使用頻度、優先度など
必須医薬品					
抗インフルエンザウイルス薬	タミフル	200	平 27.10	〇〇卸	
	リレンザ	100	平 27.6	同上	
	イナビル	100	平 27.6	同上	
	ラピアクタ	100	平 27.6	同上	
迅速診断キット		50	平 27.1	△卸	
感染対策用品					
サージカルマスク		50		××卸	
N95 マスク		50		同上	
手袋（プラスチック）		50		同上	
手袋（ニトリル）		50		同上	
擦式手指消毒剤		10		同上	
フェイスシールド		10		同上	

8. 感染対策

- 新型インフルエンザ等対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを見直す。
- 患者と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する知識、個人防護具の正しい使用方法等の研修を行う。

II 海外発生期および地域発生早期の対応

1. 診療体制

- 当院の診療体制をホームページ、院内掲示物等で地域住民に周知する。

○院内感染防止のため、受診者・利用者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、当院での受診の流れ（入り口を分ける）など来院者向けにわかりやすく院内の入り口に掲示する。

2. 新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応

（1）外来等での対応

- 新型インフルエンザ等が疑われる患者から問い合わせがあった場合、帰国者・接触者相談センター（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）を紹介する。
- 受付で帰国者・接触者外来を受診すべき患者だと判断した場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接種者外来を受診するよう伝える。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は**文京保健所**に連絡し、追加の確定検査の要否について確認する。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者は、可能な範囲で他の患者と接しない状況下で待機させ、感染症指定医療機関へ搬送する手続きをとる。

（2）通院患者

- ① 慢性疾患患者への対応準備
 - 慢性疾患患者をリストアップし、(a)従来通りの頻度で診療すべき患者、(b)地域感染期において受け入れ能力を調整する必要が生じた際に診療間隔を延期できる患者に区分する。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬のファクシミリ等処方の準備
 - 慢性疾患等を有する定期受診患者が受診した際には、新型インフルエンザ様症状を呈した場合にファクシミリ処方抗インフルエンザウイルス薬を希望するかあらかじめ聴取し、患者の希望を記録しておく。

III 地域感染期の対応

1. 新型インフルエンザ等患者への対応

- 軽症者を中心に、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。重症化が考えられる患者については、早急に**日医病院**を紹介する。
- 通常の院内感染対策に加え、待合室・診察室において新型インフルエンザ等の患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。
- 新型インフルエンザ等が疑われる患者を**時間的**に分離する。

2. 定期通院患者への医療提供の確保

- ① 慢性疾患患者の地域感染期における診療
 - 病状が安定し長期処方が可能な患者への長期処方を実施する。
 - 在宅診療継続のための訪問頻度や回数を調整する。
 - 在宅診療について連携している**〇〇医院**と往診患者のリストを共有し、地域における在宅診療の継続について努める。
 - ファクシミリ処方を開始する。
- ② その他
 - 優先業務を決定する。

3. 職員への対応

（1）職員の健康管理と安全確保

- 職員への感染予防のため、必要に応じ个人防护具を適切に使用する。
- 手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- 職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに院長に連絡する。
(原則として職員本人が感染した場合は病気休暇(病休)として取り扱う。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、院長の判断で休ませる。)
- 院長は、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した職員に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 特定接種開始後速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

(2) 職員体制の見直し

*下記はあくまでも参考として表示。

- 診療所の機能維持のために、職員の児の学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時対応について逐次検討する。
- 地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先診療業務(A～C)について検討し、当院の職員体制を見直す。

(3) 地域住民/通院患者への情報周知

① 通院患者への情報周知

- 新型インフルエンザ等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品(マスク、手袋)の使い方等、感染拡大防止対応を通院患者に周知する。
- 当院における新型インフルエンザ等患者の診療方針を院内掲示等により周知する。

(4) 事務機能の維持

- 各種物品の調達や医療機器のメンテナンスの確認、一般電話対応等、診療業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。
- 臨時職員、業務委託会社の職員も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要な対応を優先的に行う。
- 外部委託している業務については、新型インフルエンザ等の地域感染期の対応について当院の受託業者と事前に対応を打ち合わせする。